◎新潟県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月６日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新潟五泉間瀬線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1237 番２から	新	9.8～19.0メートル	65.2メートル
同郡同町大字田上字山田丙1225番１まで	旧	9.8～23.6メートル	65.2メートル

備考　路線の重用

一部区間一般国道403号と重用